

原子力関係経費
平成25年度（政府案）ヒアリング
（外務省）

平成25年3月14日
外務省軍縮不拡散・科学部

平成25年度原子力関係経費（政府案）について

主な施策【25年度政府案（24年度予算額）】

- IAEA分担金【4,289百万円（4,432百万円）】
IAEA憲章第14条Dに基づく分担金の拠出
- IAEA技術協力基金【901百万円（856百万円）】
IAEAの二大目的（平和的利用促進と不拡散）のうち、平和的利用促進のための主要な手段として、開発途上加盟国に対する技術協力の実施に寄与するための、IAEA憲章14条FおよびIAEA総会決議に基づく義務的拠出。
- 平和利用イニシアティブ拠出金【287百万円（284百万円）】
「平和利用イニシアティブ」は、原子力の平和的利用分野におけるIAEAの活動を支えるための財源として米国が設立を呼びかけたもの。核軍縮・核不拡散・原子力平和的利用を3本柱とするNPT体制の強化等のため拠出。

参考：平成24年度補正予算による対応

- 原子力安全拠出金【2,034百万円（1,382百万円）】
チェルノブイリ原発支援事業を実施することを目的として、欧州復興開発銀行（EBRD）に設置されたチェルノブイリ・シェルター基金及び原子力安全基金に対し原子力安全の向上に向けた国際協力強化のために拠出。

平成24年度補正予算による事業について (原子力安全拠出金)

平成25年3月
外務省

平成24年度補正予算においては、原子力安全拠出金として2,034百万円を計上。チェルノブイリ・シェルター基金及び原子力安全基金事業への拠出を予定。具体的な取組は以下1及び2のとおり。

1 チェルノブイリ・シェルター基金事業

(1) チェルノブイリ・シェルター基金

1986年4月に事故を起こしたチェルノブイリ原発4号炉の石棺（原子炉を覆うコンクリートの壁）が老朽化等により危険な状態であることが判明したため、4号炉全体を覆うシェルター等を建設するため、G7（当時）のイニシアティブにより、1997年に欧州復興開発銀行（EBRD）に設置された基金。

(2) 同基金で実施されている事業

チェルノブイリ原発4号炉からの放射性物質の漏洩を防止し環境保全を図ることを目的とするものであり、現在、炉全体を覆うシェルター（右図参照）の建設が行われている。同事業は、2015年10月に完成予定。本件基金関連事業にかかる費用総額は、14億4,000万ユーロ。



図：新シェルター

2 原子力安全基金事業

(1) 原子力安全基金

旧ソ連及び中・東欧諸国の原子力安全を向上させるために、1992年のG7ミュンヘン・サミットでの合意を受けEBRDに設置された基金。

(2) 同基金で実施されている事業

チェルノブイリ原発で発生した低・中レベルの液体廃棄物を固化する施設を建設する事業、及び、チェルノブイリ原発1～3号機にある使用済燃料等を、現在の安全基準に適合する形で中間貯蔵するための新たな施設を建設する事業が行われている。これらの事業は、それぞれ2013年11月、2016年6月に完成予定。本件基金関連事業にかかる費用総額は、4億6,000万ユーロ。

(了)